

旅館業の営業者の皆さん

旅館業法を遵守しましょう

旅館業を営もうとする場合は、旅館業法に基づき、
都道府県知事※の営業許可を受ける必要があります。

※保健所設置市又は特別区にあっては、市長または区長

無許可での営業は**旅館業法違反**であり、旅館業法に基づく
命令・罰則が適用されます。

無許可営業者に対する命令・罰則

- 報告徴収・立入検査（旅館業法第7条第2項）
- 営業停止など緊急命令（旅館業法第7条の2第3項）
- 無許可での営業に対する
6月以下の拘禁刑・100万円以下の罰金
(旅館業法第10条第1号)
- 報告徴収・立入検査の違反に対する**50万円以下の罰金**
(旅館業法第11条第2号)
- 営業停止など緊急命令の違反に対する**50万円以下の罰金**
(旅館業法第11条第3号)
- 両罰規定による**罰金**（旅館業法第13条※各本条の罰金額適用）

無許可での違法な営業が実施されることのないよう留意し、
旅館業の適正な運営を確保するようにしてください。

なお、外国人の方が違法な営業を行い、命令・罰則が適用
された場合、**都道府県等**から地方出入国在留管理官署に
情報提供しますので、在留資格の変更・在留期間の更新の
判断に影響することがあります。